い農縮

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　はくさい 2　赤とうがらし粉その他の香辛料 3　にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこん 4　食塩、みそその他の発酵調味料及びアミノ酸液 5　ごま、ナッツ類その他1及び3に掲げるもの以外の農産物 6　砂糖類 7　水産物及び塩辛類その他の水産加工品（水産物の濃縮抽出物にあっては、塩辛類と併用する場合に限る。） 8　もち米粉及び小麦粉 9　果実飲料
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第十七条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　赤とうがらし粉その他の香辛料 3　調味料 4　水産物及び塩辛類その他の水産加工品 5　米粉及び小麦粉 6　食用植物油脂 7　果実飲料
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　赤とうがらし粉その他の香辛料 3　調味料 4　水産物及び塩辛類その他の水産加工品 5　米粉及び小麦粉 6　食用植物油脂 7　果実飲料
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。

に改める。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６２号

山形市城北町１丁目１番９号
債務者　海藤恒之介
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号

佐賀県神埼市神埼町本告牟田1278番地12
債務者　木原　　唯
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号

大分県国東市国東町岩戸寺2375番地
債務者　井上　桂二
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第３２号

北九州市若松区深町１丁目10番１―906号
債務者　田中　康枝
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９５号

北九州市八幡西区西王子町４番６号、前住所東京都港区芝浦４丁目20番２号2219
債務者　新川　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５３号

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根246番地　ＰＥＰＯＮＩ246―102
債務者　山岸　君枝
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根246番地　ＰＥＰＯＮＩ246―102
債務者　田中　邦人
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係